

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 3 号	
件 名	陳情第9号桃山市営住宅の共益費に関することについての反論について	
要 旨	<p>先般、陳情第9号桃山市営住宅の共益費に関することについて(平成23年9月14日付託)が提出され、9月議会では継続審査となっていることを知り大変驚きました。</p> <p>陳情内容は全く事実関係を無視した一方的で非民主的かつ私の人権と名誉を著しく踏みにじるようなものでした。</p> <p>そこで名誉ある市議会議員の皆様の良識ある判断をいただくために取り急ぎ反論の文章を差し上げました。</p> <p>事の発端は平成18年3月ころから桃山市営住宅J号棟にエレベーターを設置するとしたことから問題が始まりました。</p> <p>市としては入居者の同意がなければ設置しないとのことでした。</p> <p>エレベーターの電気料が入居者全員に均等負担する共益費で賄われること、入居者の中には生活保護や極めて少ない年金で暮らしている人も多いことから、これ以上の負担をかけるなら入居者各自の意見を聞いてから対応してくださいとしたことが始まりでした。</p> <p>結果としてエレベーター設置を推進した当時の南桃山自治会と市議会議員をしていたSM氏と意見が対立することになりました。</p> <p>突然、平成19年9月30日、自治会が解散したとして、私を初め何人かのこれまでの自治会活動に批判的な入居者を除いた同名義の南桃山自治会を平成19年12月に再結成してしまいました。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>	
付 託 年月日 委員会	平成 23 年 12 月 7 日	環境建設常任委員会
受 理	平成 23 年 12 月 2 日	第 5 0 1 号

そして、エレベーター設置問題を取り組むに当たり、桃山市営住宅 J・K 棟だけは共益費が各入居者世帯により不自然に異なりだしました。

しかし、市営住宅の自治会は市の規則によりマンション管理組合的性格を有する（市営住宅の共用部分を維持するための）特別な責務を持つことから、共益費に關与する自治会活動と自治会の集金または支払い等の用務や事務も引き続き全入居者を対象に均等に課せられることとなります。

平成 18 年 3 月ころからの南桃山自治会の共益費の關係書類と自治会会計に不審な点が多いことに気づき、再三何年にもわたり自治会役員に經理の關係書類の公開を求めてきましたが、正当な理由もなく公開されることはありませんでした。

市及び行政評価委員（平成 22 年 6 月 8 日付）、警察等の關係機關、また、弁護士、銀行等に相談しながら不自然に異なっている J・K 棟の南桃山自治会經理の關係書類の公開を強く求めてまいりました。

しかし、再結成した新自治会でも一向に実行されないまま、平成 23 年 3 月 11 日、私の依頼した弁護士が開示請求しているのに、また、突然、平成 23 年 4 月 5 日、自治会が解散したとし、さらに不思議なことに入居者の代理人と称し S M 議員（当時）が介入し新組織を立ち上げました。

そしてこの間に判明したことがあります。

1 点目は本陳情の陳情者である A 氏と共同で発起人となり、いわゆる新南桃山自治会を平成 19 年 12 月に立ち上げ、A 自治会の会計を平成 21 年 4 月から 22 年 3 月まで担当した B 氏が失踪し（後に死亡）、新自治会の通帳には預金残高が 862 円しかなく、42 万円の用途不明金があり、共益費すら支払われていないことが平成 22 年 3 月に判明しました。

しかし、私の再三の指摘にもかかわらず私を排除し、本来であれば自治会役員が事の真相を明らかにし、南桃山自治会の經理關係書類を公開し、警察や区役所（自治会への補助金、事務手数料も使い込まれ不正使用されていた）に届けて、被害の訴えと対策を講じなければならぬはずでしたが、それらの極めて当然のことを行わずに南桃山自治会が解散したとし、うやむやにしてしまいました。

（次項につづく）

私が依頼した弁護士を通じ所管先の建築部住環境政策課に照会したところ、会計担当者が亡くなっているとか、資料が散逸し調査ができないとの回答をいただきました。

この間の再三の自治会を解散したとした意図は何であったのか、素人ながら疑惑を持たざるを得ない状況であることは残念です。

2点目は自治会会計や共益費の不正経理に気づき公開と是正を求めてきた私は、だれよりも不正経理を憎みただす思いでいっぱいです。

ところが、議員を長年務めておりましたS M氏は立場上だれよりも法令違反を厳しく追及し、是正を働きかけなければならないはずで

す。しかし、不正行為に目をつぶり、不正をただす私が共益費を払わないから悪いと言っております。

確かに事の事実が隠され伝えられていない入居者の皆様には御迷惑をおかけしていると存じます。

しかし、私一人でここまで強硬手段に訴えたからこそ、次々と不正行為が明らかになってきました。

何でS M氏は不正行為に加担するのか。

事実は一般の自治会と異なり、公的性格を持つ市営住宅の当自治会の会計からS M前議員後援会活動参加費が支出されています。

さらに、ことしの夏に再々度結成された自治会通帳からも市からの事務委託費を受け取っています。

また、ことし9月27日にS M前議員に礼金として1万円も支払われています。

折しも、A氏が陳情人ですが明らかにS M前議員の筆跡で陳情が提出された後です。

これは何を物語るのでしょうか。同氏が所属する政党は極めて政治倫理に厳しく、政党助成金すら受け取っていないと言います。

しかし、同氏の行為は同志の皆様を裏切る行為ではないでしょうか。

3点目に私の未払い共益費についてです。今年度に入りこの件に関し弁護士に依頼したことや周囲の方々も事の次第にお気づきいただき、建築部住環境政策課の努力もあり、ことし4月分からの共益費関係書類の一部が開示されたことにより、とりあえず支払いを済ませました。

(裏面につづく)

陳情第43号

今後とも発行元の請求資料が確認できれば、喜んで支払いたいと思っています。

しかし、4月以前部分や4月以降も多くの請求資料がほとんど確認できていません。

このままでは、SM前市議らが中心となり、棚上げのまま進む可能性があり危惧しています。結果として不正も許し、見逃すこととなります。

最後にどうか賢明なる市議会議員の皆様、不正を憎みただすために非常手段にまで訴えなければならなかった私の思いを御理解いただき、御判断または是正いただきたく陳情いたします。